

# 広報こうなん

'73・10  
No. 72

編集・発行  
大里郡江南村役場  
TEL 36-1521 〒360-01



10月10日国民体育の日、今年は雲一つない秋晴れのさわやかな好天气に恵まれて、本村の第7回村民体育祭も終始なごやかなうちに順調な競技がとり行なわれました。

表紙の写真は「たばこ吸い競走」の一コマですが、このほか27種目の催しやレースが中学校のグラウンド一杯に展開され、老若男女とも、くつろいだ一日でした。

### おもな内容

昭和三十七年度決算	……	(2~4)
就任のあいさつ	村長	……(4)
投書箱(きぼう)設置	……	(4)
土地改良による	農道舗装	……(5)
五年年金再開	……	(5)
同和問題(正しい理解と認識を深めるために)	……	(6)
軽自動車の検査の	お知らせ	……(7)
ふえる農作業の事故	……	(8)

# 施設の拡充

歳入総額 5億4千7万1千円  
歳出総額 5億2千807万2千円

## 歳入

収入の総額は五億四千七百二十万二千一百一十円

村議会第三回定例会は、九月十六日から三日間にわたり行なわれ一般・国保・水道の前年度決算書が認定されたのをはじめ、多くの議案が審議のうえ決定されました。また、本年度の一般会計は二度目の補正予算で五千六百四十万円余を追加し、総額は六億七千二百九万四千円になりました。今回の補正により待望の保育所建設が実現され、幼稚園についても独立の園舎が出来、二年制幼稚園誕生の足掛りとなります。決算のあらましについては、つぎのとおりです。

村民一人あたり、六万六千九百六十四円、一世帯あたりになると三十八万八千九百六十五円になります。収入のなかで最も多いのは地方交付税で、一億八千八百六万二千円が全体の三十四・八%をしめ、つぎに村債(事業のための借金)が一億一千四百万円で二十一・一%にあたり二位、次いで皆さんがら納めていただいた村税で一億一千二百五十三万三千円、総額に対する割合は二十八%であります。これは村民一人あたりになると一万三千九百五十三円、一世帯あたり六万四千三百七十九円になります。徴収の状況については納税者のご理解と納税組合のご協力によって九十七・四%と比較的良好な収納率ですが、未だ二百九十五万円余の未納があります。一日も早く完納の線に達させたいものです。

## 歳出

支出の総額は五億二千八百七十二万二千六百二十七円で、村民一人あたり六万五千四百七十七円、一世帯あたり三十三万二千一百一十円となっています。

内訳は、下の表やグラフのとおりですが、性質別では投資的経費の建設事業費がトップで、二億二千六百一十一万六千円、全体の四十二・八%をしめています。主なものは南小学校舎建築や村道の新設、改良舗装などです。消費的経費では人件費の一億二千九十九万三千円、物件費五千七百五十五万五千円や補助費等六千六百二十一万四千円があり、その中に常備消防による組合負担、都市計画に伴う設計委託料などが新たに支出されました。その他では積立金、繰出金や公債費(事業を行なう資金として借入れた村債の利息や元金の償還金)などとなっています。

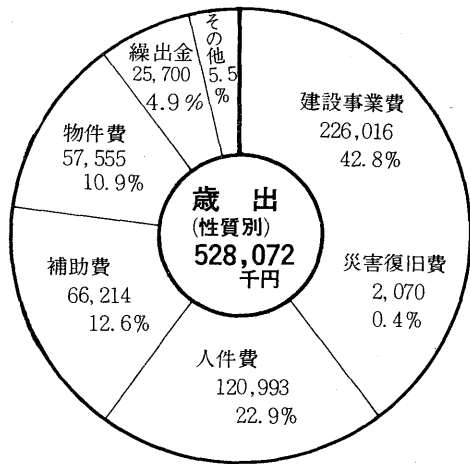
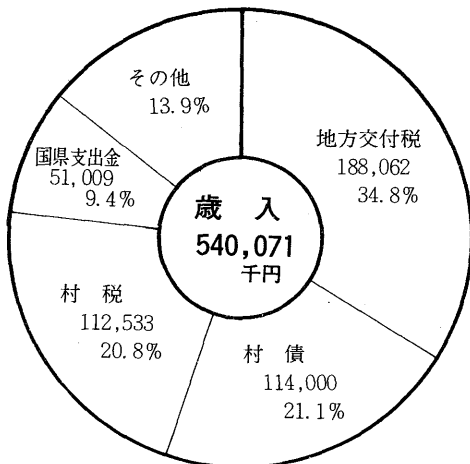
## このような建設事業を行ないました

- 板井地内の農道舗装
- 小江川・野原・柴・千代・御止新田地内の道路改良工事
- 中央道路改良舗装工事
- 道路の舗装工事
- 成沢・三本・上押切・下押切・榎春・須賀広・小江川塩・板井
- 和田川堰工事
- 南小学校校舎建築工事
- 北小学校校庭整備フェンス取付
- 中学校テニスコート増設防球柵
- 総合運動場用地の取得
- 塩駒込沼の災害復旧工事

## 村の財政の組み立て (単位千円)

- その他の内訳
- 繰越金・繰入金 38,611
- 自動車所得税 11,550
- 地方譲与税 6,743
- 諸収入 17,558

- その他の内訳
- 公債費 17,110
- 積立金 6,409
- 維持補修費 6,001



# 昭和47年度決算

## 舗装や

### 一般会計

#### 国民健康保険 特別会計

国保会計の約八十一%を占める医療費は、十八・八%と非常に高い伸び率を示しておりますが、歳入総額で六千三百三十八万六千九百九十一円に対し歳出総額五千三百四十四万七千七百五十二円となり、差引九百九十三万八千四百三十九円の剰余金を残して決算することができました。

この内容についてみますと、保険税は、前年に対して十八・八%増で一世帯平均二万二千五百二十二円となりました。

また一世帯当り診療費についてはみますと四万二千四百八十六円となっており、被保険者一人がこの一年間に約三・八回病気にかかりまた日数では、平均十二日間通院したことになります。

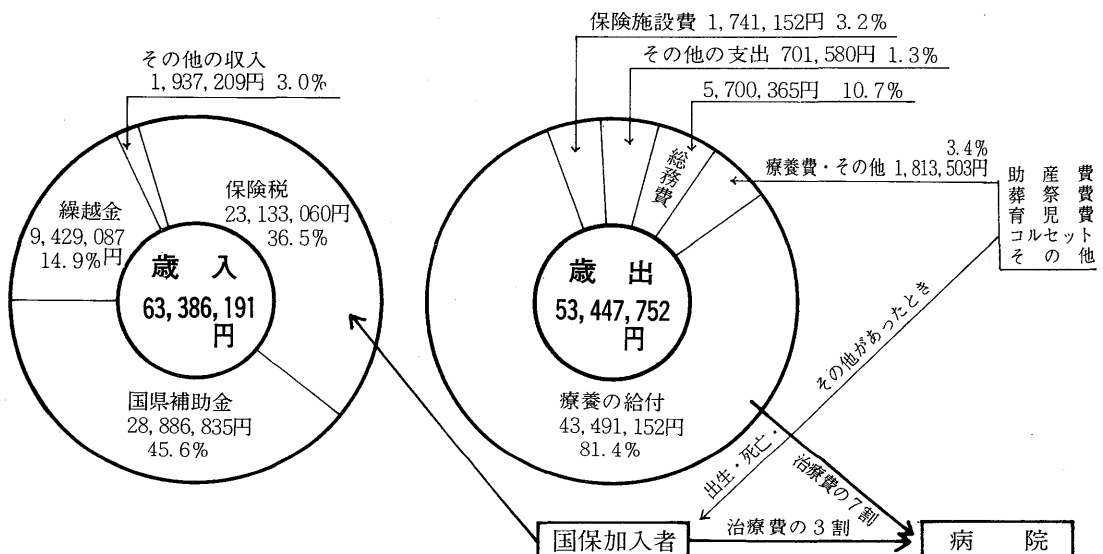
また国保への加入世帯は年度末現在で一千四十八世帯、被保険者数は三千六百八十四人で村の人口の約四十八%の人が国民健康保険へ加入しております。

<b>歳出の内訳</b> 総額 ○528,072千円 割合 ◆100.0% 村民一人当たり ■65,574円	
教育費 ○167,279千円 ◆31.7% ■20,773円	民生費 ○20,302千円 ◆3.8% ■2,521円
土木費 ○114,919千円 ◆21.8% ■14,270円	公債費 ○17,139千円 ◆3.2% ■2,128円
総務費 ○65,155千円 ◆12.3% ■8,091円	議会費 ○16,380千円 ◆3.1% ■2,034円
農林水産業費 ○55,146千円 ◆10.4% ■6,848円	衛生費 ○12,428千円 ◆2.4% ■1,543円
消防費 ○29,611千円 ◆5.6% ■3,677円	商工費 ○2,038千円 ◆0.4% ■253円
諸支出金 ○25,600千円 ◆4.9% ■3,179円	災害復旧費 ○2,070千円 ◆0.4% ■2,128円

- 世帯主は、自分の世帯の被保険者の資格に異動のあったとき、つまり次のようなときは、必ず十四日以内に届出をしてください。
- 職場の健康保険へ入ったとき
  - 他市町村へ転出したとき、転入したとき
  - 子供が出生したとき
  - だれかが死亡したとき

★必ず  
十四日以内に  
届出を

## 昭和47年度決算と国保事業のしくみ



# 住民参加の政治と

## ◆環境の整備を◆

### 《就任のあいさつ》

村長 茂木秋広

八月五日に執行された村長選挙において村民多数のご支持によって当選いたしましたし、八月二十二日村長に就任いたしました。

もとより浅学非才、微力ではありますが、村政の最高責任者として明るい平和な村づくりのため全力をあげて努力し、皆様のご期待に答える覚悟であります。

首都五十キロ圏の外周に位置し豊かな自然環境と交通に恵まれて



いる江南村は、我が国経済社会のめざましい発展の影響を受け、首都圏からの企業進出や熊谷市周辺の発展動向によって大きく開発促進が約束されております。  
明治百年記念事業の国営武蔵丘陵森林公園の開園、有料道路の完成、誘致工場の新增設等はさらにその速度を加えてくるものと思っております。  
本村は、これらの社会変化に対応し、これに対応する諸施策を講じなければならぬ重大な時に立ち到っております。  
土地改良事業、都市計画事業、道路の改良舗装、保育所、幼稚園(二年制)総合センターの建設、上水道の拡張工事などは最も緊急な事業として計画、実施いたし、村の体制を整えていきたいと思っております。  
次に、公約として申し上げます。  
住民参加の政治については、村民の声を聴く

対話集会を、予算編成前に各部落ごとに開催する予定です。

また、日常の苦情、相談の窓口として村民係を十二月一日に、投書箱(きぼう)を十月二十日に設置することに決定しておりますので、皆さんの参加利用をお願いいたします。住民参加の村政は、対話集会と議会のご協力によって達成出来るものと確信いたしております。

本年度も後半期に入つてまいりました。道路をはじめ各種事業が着手されます。保育所、幼稚園の建設も来年四月に開園目標で進めております。

明るい住みよい村づくりのため村民皆さまの一層のご理解とご協力をお願い申し上げます、あいさつといたします。

### ◎◎◎

#### 村政に皆さまのきぼうを

反映させていただきます  
村では、十月二十日に投書箱を設置いたしました。

投書箱は若草色の箱にきぼう

と紺字で記名されております。

設置箇所は、つぎの村内七カ所で毎月一日に錠を開けて、皆さまからの便りを承るようになります。

ご要望などに対しては出来る限り迅速にお答えする考えです。

この箱はその名が示すように、村政全般に対し建設的なご意見なり苦情・情報などをお手紙を通じておきかせして頂き、住民参加の政治の架け橋としてください。

三本あずまや前附近・御正農協前・御正新田中島商店附近・静簡院前・野原詰所・小原農協前・飯島齒科医院附近。

## 昭和四十七年度

### 水道事業の決算認定

給水戸数 一千四百八十五戸

昭和四十七年度の水道事業会計決算も、一般会計決算に引き続いて、過日の村議会で認定されましたので、その概要をお知らせいたします。

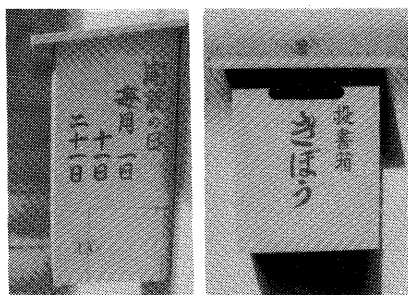
#### ◎資本的収入と支出

これは、資本構成をあらわすもので総収入額五百六十七万一千円に対して、支出額六百六十三万八千円となり、差引九十六万七千円の不足額を生じました。資本的収

#### ◎収益的収入と支出

この部門は営業面をあらわすもので総収入額三千九十九万二千円に対して、支出額三千四百六十万円で差引二百六十八万八千円の当年度純損失となりました。収益的収入

#### ◎業務



給水戸数は、一千四百八十五戸  
給水人口七千六百四人、年間総給水量は、五十五万六千四百三十立方メートルを記録して、前年度より十三パーセントも増加しました。  
夏期の需要増加に対しても断水や減水することなく、給水することが出来ました。

◎建設改良事業

1、昭和四十七年度は、板井地区に建設の埼玉県立飼犬管理指導所まで、七百六十メートルに亘り七十五ミリ配水本管の布設工事、又村道改良工事に伴い、南小学校前と成沢静筒院前に対し五十ミリ配水管四百二十メートルの布設工事を実施いたしました。

2、消火栓の新設工事として、板井地区に二基、御正新田坂上地区に二基、千代消防署前に一基、江南病院前に一基、合計七基の地上式消火栓を新設いたしました。

3、量水器の交換工事として、上新田地区、三本地区、上押切地区、下押切地区の、計三〇九個の取替を実施いたしました。

貸借対照表

下表のとおり水道事業会計では一億四千二百二十四万七千五百六十五円の資産を有しています。

水道事業会計の決算

収益的収支

収入 31,992千円

水道料金 20,977千円	受託工事収益 8,063千円	その他 2,952千円
---------------	----------------	-------------

支出 34,600千円

営業経費 14,496千円	人件費 7,758千円	減価償却費 6,691千円	支払利息 5,655千円
---------------	-------------	---------------	--------------

資本的収支

収入 5,671千円

一般会計負担金 1,399千円	負担金 4,272千円
-----------------	-------------

支出 6,639千円

建設改良費 4,979千円	企業債償還金 1,660千円
---------------	----------------



貸借対照表

(昭和48年3月31日現在)

資産の部		負債・資本の部	
	円		円
有形固定資産		流動負債	
土地	2,089,000	未払金	6,671,251
地価却資産	134,885,003		<u>6,671,251</u>
減価償却引当金	<u>△ 6,691,362</u>	資本	
	<u>130,282,641</u>	自己資本	34,967,162
流動資産		企業債	85,523,030
現金及び預金	4,109,079	資本剰余金	14,086,122
未収金	6,608,845		<u>134,576,314</u>
貯蔵品	247,000		
	<u>10,964,924</u>	計	<u>141,247,565</u>
計	<u>141,247,565</u>		

土地改良による  
農道舗装  
村では、土地改良事業によって新設された、次の農道二線について舗装を行なうことが決まりました。

三本権現坂下より大林を通り上新田本  
田境まで延長一、〇八七・五m。  
小江川石橋より原前の橋本屋に通ずる道路まで延長一、〇四〇m。

高年齢者のための五年年金 再開  
申出期限 来年三月末日まで  
国民年金ができた当時五十歳から五十五歳までの人は、すでに高年齢であったため希望加入でしたが制度の内容がよく理解されなかつたこと、加入して二年後には年金が受けられる人も出て来ます。掛金は月九百円で、年額九万六千円(月八千円)の年金が支給。

最近、提出制老齢年金の受給者がでてきたことや年金が大巾に引き上げられたことなどから、年金制度の関心が高まり、強い要望もあつて再び加入の途が開かれました。今回の年金は、昭和四十五年六月に掛金をさかのぼって納められるため、加入して二年後には年金が受けられる人も出て来ます。掛金は月九百円で、年額九万六千円(月八千円)の年金が支給。

(人事)

九月三十日で任期満了になります教育委員一名と固定資産評価審査委員会委員一名については、つきの方の再任が議会の同意により決定しました。

●教育委員

大字三本二〇一二の一番地

塚田永憲

●固定資産評価審査委員

大字板井六〇七番地

吉野勝丈

三期選任

大字三本二〇一二の一番地

四期選任

(同和問題) **正しい理解と認識を深めるために**  
 Ⅱ 部落はどうしてつくられたか Ⅲ (その三)

(その一)・(その二)では、部落差別の現実と運動のあゆみについて述べましたが、村民の正しい理解と認識を深めるために、(その三)では、戦後のたたかいについて述べたいと思います。

戦後のたたかい

一九四五年、日本は敗北しました。日本を占領した米軍はいわゆる「民主化」政策をとり、部落解放運動は再建されました。昭和二十一年一月のことです。戦後の闘いは、多くの部落大衆をその組織に包含して発展してまいりました。

昭和二十六年に現在の解放運動の方向を切りひらく「オールロマンス」闘争がおこりました。

京都市役所の一職員が「オールロマンス」という雑誌に、差別小説をのせました。問題をとりあげた京都府連は、この小説にえがかれている京都市内の部落の悲惨な状態を残している京都市に対する闘いを展開いたしました。京都市の行政がこうした状況を残してきた差別行政であることを追求し、その責任を指摘しました。この闘い以降、差別は、差別をした個人ばかりではなく、差別を生み出す

に不完全にしか保障されていないことであろうとらえています。部落の実態は、こうしたなかで今ようやくその姿を変えつつあります。しかし、生活環境の劣悪な実態(道路・下排水・住宅)、経済生活の実態(高い生活保護率)教育の不完全な保障(高校進学率の低位・不就学・長欠児・学力低位・文盲等)等、市民的権利は、まだまだ不十分にしか保障されておりません。そして、社会全体の意識として差別観念は根強く存在し、結婚、交際、居住、職業、教育などの面で、この差別観念が事例となつて、すでに述べたとおり具体的に現われています。「同和対策審議会」の答申では、こうした現実を一つずつ解決し、完全解決のためには国、県、市町村、国民一人一人が、この問題に対する正しい理解と責任を持つて、解決に当ることを明記しています。

さらに、この答申は、昭和四十四年七月十日に制定公布された「同和对策事業特別措置法」によつて、その完全な実施がはかられつつあります。

むすび

部落差別の問題は、こうして、現在では法律によつてその解決の方向が示されたわけであり、四百百年間にわたる長い差別の歴史

は、今日から歴史を変えていかなくてはなりません。「もう差別はない」、「部落との交際をしておりません」、「部落からだつて議員や有力な人がでております」、「寝た子を起すな」等の話をよく聞きます。しかし、こうした考えは差別を正しくとらえていないものです。差別は、こうした意識(観念)や個人的主観の問題では決してありません。すでに述べた事例のように、客観的な現実として存在しているのです。

政治によつて作りだされ、発展してきた部落差別は自然に消滅するような性格の問題では決してありません。さらに、憲法の完全な実施はまだ不十分であり、多くの矛盾や不合理な実態が、なお今日の社会には存在しています。こうした矛盾や不合理は、部落に集中してあります。そして部落差別は、今日なお社会的に大きな存在意義を持つていのです。部落差別は単に部落の人達を直接圧迫する目的では決してなく、多くの国民の持つている不平や不満や低所得、低生活の支えとして存在しているのです。そして、この不平不満が社会全体の意識として存在している差別観念に根ざし、差別事例となつてあらわれてくるのです。部落問題が国民的課題である

ことは、このことから明らかと言えましょう。

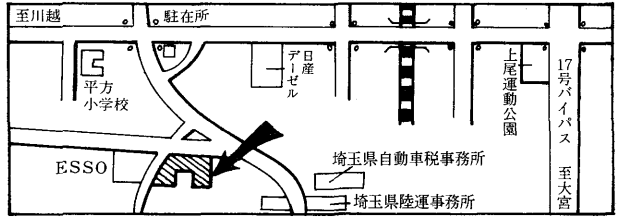
国、県、市町村では、現在、部落問題を解決するために多くの予算が計上され、種々の事業が行なわれています。差別の実態を解決するための事業や差別観念を払拭するための教育等が進められていますが、まだまだ多くの村民の理解は得られておりません。真の民主社会を築いて行くことは村民一人一人の願いです。日本の民主社会の実現のために、部落問題は一番先に考えられなくてはならない問題です。

この誌の一部を借りて、部落問題の概要を述べてきました。四百年の長い歴史は、数十枚の原稿で書き尽くすことはできません。

しかし、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり憲法によつて保障されている基本的な人権にかかわる重要な課題であると明記した「同和对策審議会」の答申の原文の精神は、今すぐにも理解できることではないでしょうか。国民一人一人の問題として正しくとらえられた時にこそ、初めて差別が無くなる方向が生まれるでしょう。完全解決のすばらしい夜明けを迎えるために、村民一人一人の理解と協力を心から呼びかけ、結びといたします。

# 軽自動車の検査のお知らせ

◎昭和48年10月1日から軽自動車の検査が始まることになりました。  
 検査は次のところで行ないます。  
 上尾市大字平方領々字前505-1 軽自動車検査協会埼玉検査場  
 (問い合わせ先 TEL0487(2)2626)



◎現在、ナンバーをつけて使っている軽自動車の検査を受ける期限は軽自動車届出証の届出年月日により次のように定められています。この期限内に検査を受けないと使用できなくなりますので、なるべく早目に受けて下さい。

届出年月日	検査期限
昭和41年12月31日以前	昭和48年10月
昭和42年1月1日から昭和42年12月31日まで	昭和48年11月
昭和43年1月1日から昭和43年7月31日まで	昭和48年12月
昭和43年8月1日から昭和43年12月31日まで	昭和49年1月
昭和44年1月1日から昭和44年4月30日まで	昭和49年2月
昭和44年5月1日から昭和44年8月31日まで	昭和49年3月
昭和44年9月1日から昭和44年12月31日まで	昭和49年4月
昭和45年1月1日から昭和45年3月31日まで	昭和49年5月
昭和45年4月1日から昭和45年6月30日まで	昭和49年6月
昭和45年7月1日から昭和45年9月30日まで	昭和49年7月
昭和45年10月1日から昭和45年12月31日まで	昭和49年8月
昭和46年1月1日から昭和46年3月31日まで	昭和49年9月
昭和46年4月1日から昭和46年6月30日まで	昭和49年10月
昭和46年7月1日から昭和46年9月30日まで	昭和49年11月
昭和46年10月1日から昭和46年11月30日まで	昭和49年12月
昭和46年12月1日から昭和47年2月29日まで	昭和50年1月
昭和47年3月1日から昭和47年4月30日まで	昭和50年2月
昭和47年5月1日から昭和47年7月31日まで	昭和50年3月
昭和47年8月1日から昭和47年10月31日まで	昭和50年4月
昭和47年11月1日から昭和48年1月31日まで	昭和50年5月
昭和48年2月1日から昭和48年4月30日まで	昭和50年6月
昭和48年5月1日から昭和48年6月30日まで	昭和50年7月
昭和48年7月1日から昭和48年8月31日まで	昭和50年8月
昭和48年9月1日から昭和48年9月30日まで	昭和50年9月

◎検査を受けると検査標章(ステッカー)と検査証が交付されますので、検査標章は前面ガラスの中央上部に貼って下さい。また、検査証は自動車に備えつけて下さい。  
 ◎検査を受けるときは、次のものが必ず必要になります。

現在ナンバーをつけて使用している車	新しくナンバーをつけて使用する車
○新規検査申請書	○新規検査申請書
○軽自動車届出済証	○完成検査終了証(型式指定の新車)
○保安基準適合証(民間車検を受けた場合)	○使用者であることを証明する譲渡証明書等
○保険証明書(保険期間が2年をこえるもの)	○使用者の住所を証明する住民票等
○印鑑	○保険証明書
○検査手数料 600円(民間車検を受けた場合は 400円)	○重量税納付書(新車 7,500円)または非課税証明書(中古車)
	○自動車取得税申告書・軽自動車税申告書
	○印鑑
	○検査手数料 600円(型式指定の新車は 400円)

## 主婦のパートと税金

人手不足を反映して、パートで働く主婦を求めている企業が多くなっています。  
 主婦がパートで働く目的は、レジャー資金やマイホーム資金などさまざまですが、なかには社会とのふれあいを持つために働くという方もおられます。  
 ところで収入のあるところについてまわるのが税金の問題です。そこで、主婦がパートで働いたと

きの収入と所得税は次のとおりですから、参考にして下さい。

区分	年間パート収入金額
一、配偶者控除 実の所得から 20万円超えが受けられる場合	三三二、〇〇〇円未満
二、配偶者控除は受けられないが、所得税はかからない場合	三三二、〇〇〇円以上
三、配偶者控除を受けられず、所得税がかかる場合	四二二、〇〇〇円以上

①以上はパート収入のほかにも所得がない場合です。他の所得

がある場合は取扱いが異なりますので、ご注意下さい。  
 2くわしくは、もよりの税務署にお問い合わせください。  
 熊谷税務署

## 10月は自動車税の納期です

自動車税は、県の道路財源として、重要なはたらきをしています。今月は、第一期分の納期です。納税はお近くの銀行・信用金庫や農協などで、納税通知書を持参し、お早めにすませてください。

## 10月の納税

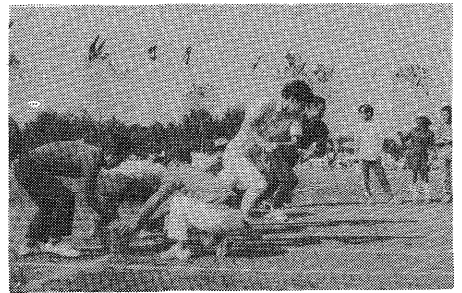
村民税……………第3期分

国保税……………第4期分

◇期限内完納にご協力を!



「競技の呼びもの新種目  
 『どじょうつかみ競走』と女子による『モテあましボール』 頑張れ



体育祭スナップより

# 安全コーナー

## アレコレ

### ふえる農作業の事故 機械の調整中・不なれ・油断から

#### 農作業安全月間

みよりの秋を迎え、稲刈り、麦まき、野菜の手入れなど日ごとに忙しくなってきました。

少ない労力で農作業を能率的に行なうためには、機械化が必要です。最近では、農業機械も次々に性能の高いものが開発され、生産性の高い農業経営が行なわれるようになりまし。しかし、機械化が進むにつれて事故も増加しています。次の点に注意して、事故を防ぐようにしましょう。

農業機械を買ったら、取扱説明書をよく読んで、取扱方法を頭に入れてから運転しましょう。

仕事に出かける前によく点検し、試運転を行ない、エンジンの調子、タイヤの空気圧、各燃料の給油、ブレーキ、ネジのゆるみはないかをよく調べましょう。作業に支障のない服装を心掛けましょう。

道路を走るときは、交通規則をよく守り、安全運転を行ない、他の車に迷惑をかけないように注意しましょう。

作業中故障の場合は、必ずエン

ジンを止めてから修理しましょう。また農作業事故の実態を調べてみると(1)農作業の事故は、仕事はじめの朝と終りの夕方が多い。

(2)作業中よりも機械調整中に多い(3)運転経験の浅い人よりも、深い人の方が油断などから事故を起こしやすい。などとなっています。

## 秋の夜の酒

秋はお酒のおいしいシーズンです。しかし、左党のみなさんにはチョット耳のいたい話ですが、聞いてください。

「まあ、まあ一ぱい」が命とり、酒は量の多少にかかわらず、アルコールの影響で、知覚能力、判断力、運動神経をにぶらせます。そして、心理的には逆に大胆になり、高速運転や無謀運転をさそい、重大事故をおこす結果となります。

また、泥酔して道路に寝ころんでいて、車にはねられたりする例も少なくはありません。

さらに、ドロポウの中には、親切頭で泥酔者に近づき、介抱するようなフリをして財布を抜きとつてしまう。『世話抜き』という手口のプロもいます。

給料日にチョット一ぱい、も結構ですが酒酔い運転で事故をおこしたり、車にはねられたり、ドロポウにやられたりでは踏んだり、

けつたりです。「……秋の夜の酒は静かに飲むべかりけり」といううたがありますが、要は、静かにほどほどに、というところでしょうか。

## 酒酔い運転 しめだそう

飲ました方も罰せられます



## ガスによる爆発事故

県内百三十一万世帯のうち、七十五万世帯がプロパンガス、二十万世帯が都市ガスを使用しています。事故をみると、今年一月～六月の間に42件(プロパンガス40件、都市ガス2件)の爆発事故があり、三人が死亡、五十人が重軽傷を負っています。

夏がすぎて、またプロパンガスを使用することが多くなりましたが、事故の多くはコックの締め忘れやゴムホースのひび割れなどによるガスもれが原因となつていま

す。便利で、扱い方が簡単なのに、注意がおろそかになっていないでしょうか。

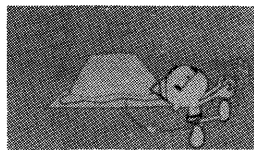
## 小企業の方々に朗報

無担保・無保証人の  
新しい融資制度

設備資金100万円・  
運転資金50万円

この制度についてくわしく知りたい方は、江南村商工会にお気軽にご相談ください。

## 電気はムダに使われていませんか



どこのご家庭でも最近では電気の使用がめつきりふえています。テレビも白黒がカラー化し、暖房や炊飯器など数々の電気による恩恵を受けています。が、しかし、エネルギーである電気の源は石油による火力が大部分を占めている現在、つとめて電気を大事に、有効に使用したいものです。  
東京電力(株) 熊谷営業所 ☎(22) 4502



消防署  
から

いよいよ  
火事のシー

ズンです。火の元には、じゅうぶんに注意しましょう。もし、火事を発見したときは、目じるしとなる大きな建物か、商店などの名前をはっきりとお知らせください。

## 市民と警察のつどい

埼玉県警では、新しい企画として、市民と警察のつどいを行なうことになり、その開催地が熊谷にきまりました。

この催しを通じて、一般の方に警察に対する理解と協力を高め、ともに防犯、交通安全思想などの高揚をはかる主旨であります。

日時 十一月十一日(日) 午前  
十時～ 午後三時三十分  
場所(広聴会) 熊谷市役所  
(つどい) 午後 富士見中学  
校庭(雨天の際同体育館)

当日は、県警の音楽隊ドリル・白バイのパレード・警察犬の訓練機動隊による実戦逮捕術・レインジャーの市役所屋上降下などや、地元熊谷市の祭りの団体等が多彩な催しを披露することになっております。